

## 議 会 運 営 委 員 会

平成24年12月10日（月）

### ◎ 開 議 の 宣 告 （午後 3時15分）

○委員長（小久保重孝） ただいまより議会運営委員会を開きます。

吉村委員から欠席する旨の連絡がありましたので、出席委員は6名であります。

直ちに議事に移ります。第1、議会の運営について、追加議案の説明がございます。

まず、追加議案、市長提出議案4案件ということで説明を求めます。

○副市長（疋田 洋） 本会議の終了の後、大変ご苦労さまでございます。追加議案の説明をさせていただきます。

議案第18号 伊達市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例からご説明いたします。本案件は、地方自治法の一部を改正する法律の公布により、政務調査費に関する規定の改正に伴う条例の一部改正であります。改正の内容であります。政務調査費の名称を政務活動費に、交付の目的を議会の議員の調査研究その他の活動に資するために改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を別表で定めるものであります。

次に、報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。これは、地方自治法の規定によりさきに議決をいただいております市長の専決処分事項の指定に基づいて、損害賠償の額の決定並びにこれに係る和解について専決を行いましたことから報告するものであります。専決処分の内容についてであります。10月31日午後2時ころ、北星母と子の家跡地で草刈り作業中に小石が飛び、隣接地に駐車中の藤島進氏所有の乗用車の後部ガラスとバンパーを損傷したものであります。この損害につきましては、その損害賠償額を15万3,984円とし、合意を得ましたので、本年11月28日に専決処分をいたしましたものであります。

そのほか、固定資産税及び都市計画税の賦課誤りと平成24年11月27日暴風雪災害による被害状況についての行政報告2案件でございます。

なお、追加議案の関係で午前中に配付いたしました関係で行政報告2号の住宅被害の関係で金額が入っておりませんでした。金額が判明しましたので、改めて金額を入れさせていただいて議案そのものを差しかえをしていただくということでお願いをしたいと思います。

以上で提案説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小久保重孝） ただいまの説明に対して質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは、追加議案ということで承りました。

どうぞご退席ください。

続きまして、委員会提出議案ということで2案件、事務局長から説明をいたします。

○事務局長（村田 修） 委員会提出の追加議案としましては、2案件であります。

詳しい内容につきましては、総務議事係長よりさせていただきます。

○総務議事係長（高橋正人） それでは、私のほうから委員会提出議案の第1号及び第2号につきましてご説明を申し上げます。書類番号1番と2番をお開き願いたいと思います。

まず、委員会提出議案第1号 伊達市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。今回の条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の公布に伴い、委員の選任方法、在任期間等についてこれまで自治法で定めていた事項を条例に委任することができることとするための改正でございます。また、せんだって議長諮問事項の答申を踏まえまして、予決算の審査に係る特別委員会を常任委員会化するための改正もあわせてしてございます。

具体的な改正の内容につきましては、第2条の見出しを常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管に改め、同条第1項を第2項とし、同条に第1項として、議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとするの1項を加える。

次に、第2条第2項に予算決算常任委員会に関する項目を加えます。

第6条の見出しを特別委員会の設置等に改めまして、同条に3としまして、特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任するという1項を加える。

第8条第2項を議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任するに改め、第2項の次に議長は、常任委員の申し出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができるの1項を加えるというものが具体的な改正内容となっております。

なお、予算決算常任委員会の設置に関する事項につきましては、次年度からの実施とするため、施行日を平成25年4月1日からとする旨附則に規定するとともに、特別委員会設置の同一性が失われるため、附則に経過措置を規定してございます。

次に、委員会提出議案第2号でございますけれども、伊達市議会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。今回の規則の一部改正につきましては地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴うものでありまして、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとするための規定の整備でございます。

改正の内容につきましては、第1章中に第9節といたしまして公聴会、参考人の項目を追加するとともに、第78条を85条とし、第79条から第94条までを7条ずつ繰り下げる、以下142条まで同様に7条ずつ繰り下げるというものでございます。

なお、施行期日でございますけれども、公聴会等に係る議会運営及び議会の調査権の関係分につきましては、法律の公布日が平成24年9月5日でございます。こちらにつきましては議決日以降を施行日とするものでございます。

以上で委員会提出議案第1号及び第2号の提案理由の説明を終わらせていただきますので、よろしく審議のほどお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（小久保重孝） ただいま説明がありました伊達市議会委員会条例の改正、そして伊達市議会会議規則の一部改正に関して、今の説明に対して何か質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

それでは、これについては終わります。

（２）、議案の取り扱い案について、事務局長からお願いいたします。

○事務局長（村田 修） （２）の議案の取り扱い案であります。書類番号３をお開き願いたいと思います。

市長提出議案等につきましては、議案１案件と報告３案件の計４案件の取り扱いとなります。付議事件名、根拠法等は記載のとおりであります。議決要件であります。議案１案件は過半数、報告３案件は受理ということになります。付託予定委員会ですが、記載のとおり議案第１８号は議会運営委員会に付託してはいかがかと思っておりますが、その取り扱いについてご協議願います。上程の可否については、法的要件が整っておりますので、全て可であります。

次に、委員会提出の追加議案としまして２案件の取り扱いとなります。付議事件名、根拠法等は記載のとおりであります。議決要件であります。２案件とも過半数ということになります。上程の可否については、法的要件が整っておりますので、全て可であります。

以上であります。

○委員長（小久保重孝） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 ３時 ２５分）

---

開 議 （午後 ３時 ２６分）

○委員長（小久保重孝） 再開いたします。

ただいま説明のありました議案の取り扱いに関してであります。今説明で議案１８号につきまして付託委員会名、議会運営委員会とさせていただいております。このことにつきましては、以前に説明もさせていただいているということで、この付託されている委員会はその後開くということではなくて、この場で一応ご了解をいただくということでよろしいかどうかの確認でございます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは、こちらのほうはこのように決定させていただきます。ありがとうございます。

○委員（滝谷 昇） 今回の委員会関係にかかわる条例２案件の提出のことについて、きょうの議案で付託されたものを審査したということでもいいかということで了解しましたけれども、今後のこともあってあえて発言させていただきますが、本来この改正条例案は、あるいは提案理由は私は今ここ来て初めて見ました。委員長どうなのですか、これ。私は、基本的に執行側にもこういう提案の関係資料だとかというのは可能な限り事前に提示せよということで、我々は執行側と議会側の中で常に求めているわけで、そういう同じ思いから、今さらっとこの部分見た分についてはもちろん問題ないとは思いますが、今後のことあるので、やっぱりこれ事前にせめて議運の委員ぐらいに、何日か前でもいいですけども、これやっぱり示しておくべきだと思います。私正直言ってそういう意味ではすごく不満ですけども、流れの中でオーケーということになってしまいましたから、

そしてもちろんこれは優秀なスタッフの皆さん方検討されたことだろうし、議長や議運の委員長ももちろんそこで内諾はされているということだと思うから、なおさら信用しますけれども、やっぱり今この席に座ってこれ見て、さあ、いかがかと、ましてや条例改正とか規則の断面です。万が一のことあったら大変なことでしょう。だから、そういうこともあって今後ぜひそういうことのないように求めておきますので、よろしく扱いをお願いします。

○事務局長（村田 修） 滝谷委員のおっしゃるとおり、本当にそう思います。私ども会派代表者委員会、そして議運でこれまで話した結果、その内容を整理したという形で考えておりましたが、確かにそのとおりだと思います。議案は議案でありますので、今後は事前に配るようにしたいと思います。今回は、本当に申しわけございませんでした。

○委員長（小久保重孝） 今事務局長からもお話がありましたとおり、手続を進めて、段取りとしては進めてきたということですが、今ご指摘のあったように議運の委員に事前に配付というのは考慮していなかったということで、その点は反省をいたします。また、特に今回は、ずっと議論してきました議長諮問の関係の部分も一部入れさせていただいたということもございました。そのことも今回の成果ということで、本来はもう少し時間を持ってご説明をしたいところだったのですが、日程の関係でちょっと詰まった日程になってしまったことを大変申しわけなく思います。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

それでは、（２）までは終わらせていただいて、次の（３）、意見書案及び決議案の取りまとめについてということにいたしたいと思います。書類番号の４番をお開きください。

各会派で確認をしてきていただいていると思いますので、いつものとおり各会派ごとに確認をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、意見書案第１号 震災リスクに対応した製油機能の最適な分散配置によるエネルギー安定供給体制の確立を求める意見書、市民クラブさん。

○委員（阿部正明） 可です。

○委員長（小久保重孝） 新政クラブさん。

○委員（小泉勇一） 可です。

○委員長（小久保重孝） 公明党さん。

○委員（大光 巖） 可です。

○委員長（小久保重孝） 市民21も可であります。

それでは、可ということになります。

意見書案第２号 北海道電力泊原発の再稼働を認めないことを求める意見書であります。新政クラブさん。

○委員（小泉勇一） 否です。

○委員長（小久保重孝） 公明党さん。

○委員（大光 巖） 否です。

○委員長（小久保重孝） 市民クラブさん。

○委員（阿部正明） 否です。

○委員長（小久保重孝） 市民21も否であります。

ということで、上程せずということです。

意見書案第3号 環太平洋連携協定（TPP）への交渉参加に反対する意見書であります。公明党さん。

○委員（大光 巖） 可です。

○委員長（小久保重孝） 市民クラブさん。

○委員（阿部正明） 可です。

○委員長（小久保重孝） 新政クラブさん。

○委員（小泉勇一） 可です。

○委員長（小久保重孝） 市民21も可です。

ということで、上程ということになります。

意見書案第4号 復興予算の使い方を見直し被災地（者）の防災・減災、被災中小企業への支援強化を求める意見書であります。市民クラブさん。

○委員（阿部正明） 可です。

○委員長（小久保重孝） 新政クラブさん。

○委員（小泉勇一） 可です。

○委員長（小久保重孝） 公明党さん。

○委員（大光 巖） 可です。

○委員長（小久保重孝） 市民21も可であります。

ということで、可になります。

意見書案第5号 生活保護基準の引き下げに反対する意見書であります。新政クラブさん。

○委員（小泉勇一） 否です。

○委員長（小久保重孝） 公明党さん。

○委員（大光 巖） 三角というのはないのか。

○委員長（小久保重孝） ない。

○委員（大光 巖） しようがないから、否。

○委員長（小久保重孝） 市民クラブさん。

○委員（阿部正明） 否です。

○委員長（小久保重孝） 市民21は可でしたが、3つの会派が否ということで、上程せずということです。

意見書案第6号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書であります。公明党さん。

○委員（大光 巖） 可です。

○委員長（小久保重孝） 市民クラブさん。

○委員（阿部正明） 可です。

○委員長（小久保重孝） 新政クラブさん。

○委員（小泉勇一） 可です。

○委員長（小久保重孝） 市民21も可であります。

それでは、意見書案第7号に行きます。次代を担う若者世代支援策を求める意見書であります。市民クラブさん。

○委員（阿部正明） 可です。

○委員長（小久保重孝） 新政クラブさん。

○委員（小泉勇一） 可です。

○委員長（小久保重孝） 公明党さん。

○委員（大光 巖） 可です。

○委員長（小久保重孝） 市民21も可であります。

ということで、上程ということになります。

続いて、意見書案第8号 メタンハイドレートの実用化を求める意見書であります。新政クラブさん。

○委員（小泉勇一） 可です。

○委員長（小久保重孝） 公明党さん。

○委員（大光 巖） 可です。

○委員長（小久保重孝） 市民クラブさん。

○委員（阿部正明） 可です。

○委員長（小久保重孝） 市民21も可であります。

ということで、可になります。

意見書案第9号 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書であります。公明党さん。

○委員（大光 巖） 可です。

○委員長（小久保重孝） 市民クラブさん。

○委員（阿部正明） 可です。

○委員長（小久保重孝） 新政クラブさん。

○委員（小泉勇一） 可です。

○委員長（小久保重孝） 市民21も可であります。

ということで、全会派一致で可ということになります。

そして、決議案のほうに移ります。もう一ページ開いてください。決議案第1号であります。室蘭総合鉄道部運転課及び鷺別機関区維持・存続を求める決議であります。市民クラブさん。

○委員（阿部正明） 可です。

○委員長（小久保重孝） 新政クラブさん。

○委員（小泉勇一） 可です。

○委員長（小久保重孝） 公明党さん。

○委員（大光 巖） 可です。

○委員長（小久保重孝） 市民21も可でありますので、全会派一致で可ということになります。ありがとうございました。

それでは、今回は意見書案9案件のうち2案件が否ということで、7案件が可ということになりました。また、決議案については1案件可ということになりました。ありがとうございました。

続きまして、第2、議長諮問については、継続協議事項ということで、本日は時間もございませんで、継続ということにさせていただきますが、議会の中継システムの関係、前回資料をお示ししております。既に会派で話し合いはもう行われているかもしれませんが、もう少しお時間の余裕のあるときに皆様でお諮りをして協議をしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

次回の委員会開催日程については、まだ今のところ未定ということで、決まりましたら、またご相談をさせていただきたいと思えます。

以上をもちまして議会運営委員会を閉じさせていただきます。

ご苦労さまでございました。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 3時35分）